

# Anime Japan 2020における「京都国際マンガ・アニメフェア及び京都国際マンガミュージアム」ブース企画・運營業務委託仕様書

## 1 委託業務名

Anime Japan 2020における「京都国際マンガ・アニメフェア及び京都国際マンガミュージアム」企画・運營業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

## 3 委託金額の上限

2,000,000円（うち消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4 支払方法

業務完了後一括払いとする。

## 5 委託内容（詳細は、受託候補者の提案に基づき、協議の上決定するものとする。）

### (1) 企画

令和2年3月21日（土）及び22日（日）に東京ビックサイトにて開催される「Anime Japan 2020」への「京都国際マンガ・アニメフェアブース」の出展にあたって、企画立案・各種調整・広報・会場設営及び運営等を行うこと。なお、企画にあたっては、以下の内容を含むこと。

- ・ 京都国際マンガ・アニメフェア及び京都国際マンガミュージアムの来場者増加に向けた企画
- ・ マンガ・アニメ等と伝統産業品のコラボ商品開発の活性化に向けた企画
- ・ 過去のマンガ・アニメ等と伝統産業品のコラボ商品の展示等

### (2) 会場設営・運営

募集趣旨を踏まえ、京都国際マンガ・アニメフェア及び京都国際マンガミュージアムに多くの来場者を呼び込むための企画を立案するとともに、それらを円滑に運営するためのレイアウト・人員配置等を検討し、主催者と調整して実施すること。

なお、以下をはじめ、主催者等との調整や各種申請、会場使用料等の必要経費の支払など、実施に当たって必要な全ての業務を含む。

- ・ 申請書類の作成など主催者側との調整（各種問合せ・申請等への対応、必要物品の手配、出展パス・車両証等の発行、各種料金支払い・収納事務、広報用素材・情報の収集・内容確認など）
- ・ 会場内外の装飾及び撤去（案内掲示板含む）
- ・ 事業当日の運営に関する業務
- ・ 実施までのスケジュール管理、出展内容に応じたマニュアル・人員配置図など、各種資料の作成
- ・ 実績報告書の作成（ブースへの来場者数集計、各実施内容等の実績報告）
- ・ 京都市との定期的な打合せ・議事録作成
- ・ 本事業の実績等をふまえ、マンガ・アニメ等と伝統産業品のコラボ商品の分析、京都国際マンガ・アニメフェアに向けた商品開発についての検討及び助言
- ・ 上記の他、業務の遂行上必要となる業務

### (3) 報告等

- ア 契約の期間中は定期的に本市に対して業務の実施状況を報告すること。
- イ 業務の実施に当たっては、本市からの指示に従うこと。
- ウ 全ての業務実施後、速やかに、実施内容等について書面（任意様式）により報告し、委託の期間の末日までに本市の確認を得ること。
- エ 本市は、前号の計画の実施が不十分であると認める時は、委託金額の全部又は一部を支払わないことがある。

## 6 その他

### (1) 協議事項

業務を行うにあたっては、あらかじめ実施計画を本市に提出し、了承を得るものとする。この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、委託事業の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

### (2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

### (3) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て本市に帰属するものとする。

### (4) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

### (5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。

### (6) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。